

まちづくり人材登録要綱

平成19年3月26日

告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊達市市民参加条例(平成19年条例第1号。以下「条例」という。)に基づき、市の機関が設置する審議会への市民参加を促進するため、まちづくり人材登録(以下「まちづくり人材バンク」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使われる用語の意義は、条例第2条に定めるところによる。

(人材登録の要件)

第3条 まちづくり人材バンクに登録することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 18歳以上の市民
- (2) まちづくりの推進に意欲と情熱を持ち、審議会の委員として報酬等の有無にかかわらず活動できる者
- (3) 伊達市議会議員及び伊達市職員(一般職員、嘱託職員、再任用職員及び臨時職員をいう。)でない者

(登録方法)

第4条 まちづくり人材バンクに登録されることを希望する者は、伊達市まちづくり人材バンク登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 18歳以上の市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、前条に該当する者をまちづくり人材バンクに推薦しようとするときは、被推薦者の同意を得て、まちづくり人材バンク登録申請書を市長に提出することができるものとする。

3 市長は、前2項の申請を受けたときは、その内容を確認し、登録するものとする。

(登録期間)

第5条 まちづくり人材バンクの登録期間は、登録の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(登録の解除)

第6条 まちづくり人材バンクに登録されたもので、登録期間内にまちづくり人材バンクから登録の解除を希望するものは、伊達市まちづくり人材バンク登録解除届(様式第2号)により市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、速やかにまちづくり人材バンクから申出人に関する登録情報を抹消しなければならない。

(制度の周知等)

第7条 市長は、まちづくり人材バンクの制度について広く市民に周知するものとする。

2 市の機関は、市民参加条例第10条第3項の規定により、まちづくり人材バンクを活用しようとする場合は、あらかじめ同条第1項に規定する審議会の名称及びその内容を示し、まちづくり人材バンクに登録を呼びかけるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 まちづくり人材バンクに登録された個人の情報については、伊達市個人情報保護条例(平成16年条例第26号)を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮しなければならない。第6条の規定により、まちづくり人材バンクから抹消された個人の情報についても同様とする。

(庶務)

第9条 まちづくり人材バンクに関する庶務は、企画財政部企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月6日告示第24号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年12月22日告示第292号)

この要綱は、告示の日から施行する。